

〔民 集 未 登 載 最 高 裁 民 訴 事 例 研 究 一二〕

一 県が漁業協同組合との間で漁業補償交渉をする際の手持ち資料として作成した補償額算定調書中の文書提出命令申立人に係る補償見積額が記載された部分が民訴法二二〇条四号口所定の文書に該当するとされた事例

二 民訴法二二〇条四号口に該当する文書と同条三号に基づく提出義務

文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件（平成一六年二月二〇日第二小法廷決定）

〔事 実〕

X（本件被抗告人）は、県知事の許可を受けて操業している船びき網漁業（いわゆるパッチ網漁業。以下、「本件許可漁業」という。）の漁業主である。平成二二年二月一九日、

県空港拡張事業及び同周辺整備事業に伴う海面埋立てに関して、Y県（本件抗告人）とA漁協との間に、漁業補償協定が成立した。右漁業補償協定においては、Y県がA漁協に対しても総額六億〇一二八万円の補償金を支払うことが約され、この補償金の中には、許可漁業主に対する補償も含まれていた。その後、補償金は、Y県からA漁協に支払われたが、A漁協はXに対し、Xが相当と主張する少なくとも四五〇〇万円以

上の補償金を支払わなかつた。そこで、XがY県を被告として、補償金支払いに際して受領権限の確認を怠つた過失があるとして国賠法に基づき、補償金相当額の損害賠償請求等を求めたのが本件の本案事件である。なお、許可漁業主は、A漁協の組合員中、X唯一人である。

本案訴訟において、Xは、Y県が所持する補償額算定調書および算定の根拠資料（以下、「本件文書」という。）につき、民訴法二二〇条三号又は四号に基づき、文書提出命令の申立てをした。これに対し、Y県は、本件文書は、同条三号に該当せず、また、同条四号口に該当する等と主張し、提出義務の存在を争つた。原々審は、本件文書は民訴法二二〇条四号口に該当し、また、同条三号に該当する文書だととしても、公務員の職務上の秘密が記載されている場合には、同号に基づ

く提出義務を負わない旨判示して本件申立てを却下した。これに対し、原審は、「本件文書」とは、具体的に、「A漁協に関する消滅補償額計算表」、「事業損失（影響補償）額計算表」、「価格減少補償額計算表」、「事業損失（影響補償）額計算表」中の本件許可漁業の補償額欄の部分であるとした上で、①本件文書が提出されることにより、Y県とA漁協との間の信頼関係が損なわれるということはできないし、Y県と近隣の漁協との信頼関係が損なわれるということもできない、②本件文書の提出が今後の類似の漁業交渉に悪影響を及ぼすと一概に断定することはできず、公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるとまでいふことはできないから、本件文書が民訴法二二〇条四号に該当するということはできないとし、原々審の決定を取り消し申立てを認容した。Y県は、これを不服として抗告。

最高裁が判断の基礎とした事情は、以下のとおりである。

①Y県とA漁協との間の漁業補償交渉は、A漁協に所属する組合員の全員が被る漁業損失の総額を対象として行われたものである、②個々の組合員の補償額については、本件漁業補償協定の締結により具体的な金額が確定したものとは理解されてはいない、③本件文書は、補償総額を算定するために、種々のデータ等を基に作成した手持ち資料である、④本件文書には、平年漁獲金額、純収益、被害率等をY県が一定の判断を加えて算定した補償見積額が記載されており、その内容

[決定要旨]

原決定を破棄し、原々決定に対する抗告を棄却する。

「本件文書は、Y県がA漁協との漁業補償交渉に臨む際の手帳資料として作成した前記補償額算定調書の一部であり、交渉の対象となる上記の総額を積算する過程における種々のデータを基に算出された本件許可漁業に係る数値（補償見積額）が記載されたものである。したがって、本件文書は、民訴法二二〇条四号に所定の「公務員の職務上の秘密に関する文書」に当たるものというべきである。

また、本件文書が提出され、その内容が明らかになつた場合には、Y県が、各組合員に対する補償額の決定、配分についてA漁協の自主的な判断にゆだねることを前提とし、交渉の際にも明らかにされなかつた上記の総額を算出する過程の数値（個別の補償見積額）の一部が開示されることにより、

は交渉相手であるA漁協に明らかにされたことはない、⑤Y県は、漁業補償交渉を円滑に進めるために、補償総額についての協定を締結した上で、個々の組合員に対する補償額の決定、配分は、A漁協の自主的な判断に委ねる方法を採った、⑥Xは、上記交渉におけるA漁協側の交渉委員であり、上記の補償交渉の経緯、本件漁業補償協定の趣旨、内容等については十分認識していた、⑦Y県は、今後も、各種事業にて、本件と同様の漁業補償交渉を行うことを予定している。

本件漁業補償協定に係る上記の前提が崩れ、A漁協による各組合員に対する補償額の決定、配分に著しい支障を生ずるお

それがあり、A漁協との間の信頼関係が失わることとなり、
補償交渉を円滑に進める際の著しい支障ともなりうることが
明らかである。

そうすると、本件文書は、同号口所定の、その提出により「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」にも当たるものというべきであるから、結局、本件文書につき、Y県に対し、同号に基づく提出義務を認めるることはできない。

「また、本件文書が、上記のとおり、公務員の職務上の秘密に関する文書であつて、その提出により公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるものに当たると解される以上、民訴法一九一条、一九七条一項一号の各規定の趣旨に照らし、抗告人は、本件文書の提出を拒むことができるもの」というべきであるから、民訴法二二〇条三号に基づく本件申立ても、その理由がないことは明らかである。」

なお、職務上の秘密に当たる情報というためには、それを開示すれば、そのことがその後の公務の民主的能率的な運営を阻害すると考えられる実質的な内容を含むものでなければならぬと解する、滝井繁男裁判官の補足意見がある。

〔評 稹〕

判旨に反対する。

一 本決定の意義

本決定は、民訴法二二〇条四号口所定の文書の該当性について、平成一三年の同法改正後、はじめて判断したものである。公務文書を対象とする文書提出命令制度については、平成八年の民訴法改正当時に立法的解決が留保された経緯があつたため、平成一三年の改正法の定める公務文書の提出義務の範囲について、実務上どのように解するかが注目されていたところであった。本決定は、同法二二〇条四号口にいう文書の意義を明らかにするとともに、「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ」という要件について、将来の協定交渉の前提問題である信頼関係への危険の可能性とし、積極的な立場を示した。

また、民訴法二二〇条三号の文書（法律関係文書）として提出義務を負うかという問題について、公務秘密文書に該当する場合には、職務上の秘密について証言拒絶を認めた民訴法一九七条一項一号、一九一条が類推適用されるという立場を、最高裁としてはじめて示した。

二 民訴法二二〇条四号口の公務秘密文書性

「公務員の職務上の秘密に関する文書」とは、公務員の職務上の秘密が記載される可能性がある文書をいうとされる。⁽³⁾ここにいう「職務上の秘密」の意義については、まず、形式秘か実質秘かという議論があるが、平成八年以前の旧法の時代から、学説・判例ともに、実質秘を意味し、非公知の事項であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められるものをいうとすることに争いはない。⁽⁴⁾民訴法二二〇条四号口に掲げる公共性、公務阻害性の要件は、実質秘を具体化した要件としてとらえるべきである。本決定の滝井裁判官の補足意見は、まさにこの点を確認したものである。

次に、本条にいう「職務上の秘密」には国家公務員法一〇〇条、地方公務員法三四条で守秘義務の対象となる「職務上知ることのできた秘密」も含まれるのかも問題となる。

一般に、「職務上知ることのできた秘密」とは、その公務員の所掌事務に属する秘密のみならず、私人の秘密をも含むと解されている。⁽⁵⁾それに対し、平成八年以前の旧法時代の下級審裁判例の中には、「職務上の秘密」（旧民訴法二七二条）をより限定的に解釈するものがあつた。しかしながら、私人の秘密であつてもそれが公開されると私人との信

頼関係が損なわれる結果、私人の協力を得ることができなくなり、結局、その公務の民主的・能率的運営に支障を生じることになるから、「職務上の秘密」と「職務上知ることができた秘密」とは同視すべきである。⁽⁶⁾下級審裁判例も同様に解するものが多く見受けられる。本件における、Y県が所持する「本件文書」には、海面埋め立てに伴う、A漁協の組合員の行う事業損失利益等についての計算が含まれ、組合員の個人的情報に關わる文書であるといえる。したがって、厳密に言うならば、本件文書は、「職務上知ることができた秘密」も記載された文書であり、民訴法二二〇条四号口の解釈として、同条所定の文書に該当する。本決定の判示事項も、このような趣旨であると解される。

三 民訴法二二〇条四号口「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの」の意義

民訴法二二〇条四号口には「公共の利益が害されるおそれがある場合」と「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合」の二つのケースを、提出義務のある文書の除外理由としている。立案担当者の解説資料によれば、この二つのケースはほとんど一致するとされている。しかし、「公共の利益」という概念は抽象的であることから、除外

文書となる文書の範囲をできる限り明確にするために、それを除去するために、「公共の利益」を害する典型的な場合として、「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ」がある場合が独立の類型として掲げられたのだとされる。⁽¹¹⁾したがって、本条にいう「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ」とは、「公共の利益」という一般抽象的なものでは足りず、具体的にそうした危険が発生する可能性でなければならないと解すべきである。平成八年以前の旧民訴法においても、二七二条一項の証言に関する監督官庁の承認拒絶の要件として論じられたが、解釈上、公務の遂行を不能もしくは著しく困難にするなどの特別な事情が必要であると、厳格に考えられてきた経緯がある。⁽¹²⁾現行規定は、この趣旨が現行法一九一条二項に引き継がれたとみるべきである。

さらに、右の支障が「著しい」場合とは、実体的な公益侵害の場合よりも限定的に解すべきことが前提となつていいと考えられるから、単なる職務繁忙などが著しい支障とならないことは当然であるとする主張があるが、賛成である。究極的には、要件該当性の判断にあたつては、訴訟における真実発見の要請との比較衡量論になると思われるが、考慮されるべき公益は、右趣旨に照らし厳格に考えるべきである。すなわち、要件に該当する場合は、公務遂行の

妨げとなつている具体的な支障の程度が、それを除去するためには制限される訴訟当事者の権利を考慮してもなお甚大である場合に限定されると解する。

本件において考慮されるべき利益について、考察する。
 (i) まず、Xが訴訟上、本件文書の提出を求めうる利益とは何か。本案では、XにはY県の不法行為責任の範囲を明らかにするために、Xの損害額を立証する必要があったと解される。Xの損害額とは、XがA漁協から受領できなかつた正当な補償額相当分であつて、これはY県の所持する「A漁協に関する消滅補償額計算表」、「漁労制限補償額計算表」、「価格減少補償額計算表」、「事業損失（影響補償）額計算表」の全ての文書における許可漁業権者に対する補償額欄の部分が明示されなければ、外部からは全く知り得ない事実である。(ii)これに対し、本件文書が公開されることによつて生ずる「公務の遂行に著しい支障」とは何か。Y県は、海面埋立てをめぐつて、A漁協を含む複数の漁協と円滑に補償交渉を行わなければならぬ公務を負つている。しかし、ここにいう公務は、單にY県にとつての單なる能率的事務処理にとどまらず、交渉相手である漁協の協力を得なければならない職務という性質がある。漁協の協力を得るためには、公務の前提問題であるY県とA漁協な

いし他の漁協との信頼関係に左右される面が強い。すると、この信頼関係が崩れることで、Y県にとって、公務への支障」ということになる。

しかし、そもそも本件文書と「信頼関係」の関連性はどの程度のものなのか。本来、一般的に、行政機関と私人との交渉の場面における「信頼関係」とは、行政機関の所持する資料が一般には非公開ながらも交渉に臨んだ特定私人に知らされることにより、互いの自由な発言が保障され、そこに築かれるものというべきである。だが、本件においては、補償額算定調書は交渉相手にも明らかにされてはない。本件で重要視されるところの「信頼関係」とは、Y県がA漁協側に、組合員に対する補償金の配分について自主的な裁量を与えるという「約束」(あるいは「慣例」)による効果に尽き、Y県の手持ち資料による効果とは言い難い。もつとも、本件文書の内容がA漁協に知れることで、A漁協が補償金の内部的配分の際、その数値に拘束されるおそれはあるが、それはA漁協に与えられる裁量権の範囲内のことである。

このように考えてみると、本件文書を公開することによる、Y県の実質的な公務への支障とは、具体的には、次のように解される。すなわち、第一に、補償額算定調書が、

個々の組合員に公表されると、組合員によつては、実際に漁協から受領した補償金の額が県の評価額を下回るような場合、派生的な紛争を引き起こし、結果、当該補償手続の完了に遅れを生じかねない、という手続的懸念であろう。

しかし、反対に、同調書を公表しないことが手続促進になるのかと言えば決してそうではなく、現に本件の本案のような紛争が生じていることからすれば、右の懸念は一面的な可能性にすぎない。このような可能性と、漁業権者Xが正当に受領すべき補償金相当額を明らかにする権利ないし利益とを比較した場合、後者に、より尊重されるべき合理性がある。「公務の遂行に著しい支障」とは、単なる職務繁忙が含まれないことは先に述べたとおりである。第三に、本決定の理由にあるとおり、当該補償手続を離れ、今後Y県が別の漁協と行う類似の補償手続へ与える遅延の影響である。確かに、今後Y県の行う一連の漁業交渉が滞るならば、それにより県民の空港施設を利用する便等の公益それが自体を損なうことになりかねない。しかし、本来、漁業補償手続が遅延するか否かは、補償額の内訳を補償の相手方に明らかにするかどうかによって一概に決まるものではないと思われる。むしろ、本件のような団体での内部配分を予定して行われる補償交渉のケースにおいては、配分額に

ついての基準や十分な判断材料を示しておくことこそが事後の紛争を防止する一助となるのではないだろうか。したがって、本決定の示す理由は、本件文書について提出義務がないことの根拠としては不十分である。

以上により、本件文書が民訴法二二〇条四号ロ所定の要件を満たすということはできないと解する。

本件原審の決定は、本件文書が提出されることにより、Y県とA漁協との間の信頼関係が損なわれるということはできないとし、さらに、本件文書の提出が今後の類似の漁業交渉に悪影響を及ぼすと一概に断定することはできないとするが、この原決定には賛成である。

四 本件文書の提出範囲について

本件のXは、本件許可漁業を営む許可漁業権者であり、共同漁業権の主体である漁協とは区別される。漁業補償協定においても、補償の対象は各漁業権ごとになされるのは当然である。原審で確定した事実関係によれば、地方公共団体における漁業補償の実務においては、漁協が自ら権利者である共同漁業権のみならず、個人が許可を受けている許可漁業についても、漁協が許可漁業権者の組合員から委任を受けて交渉主体となり、補償契約を締結するのが通例

であるとされる。本件では、XがA漁協に交渉について実際に委任を与えていたかは明らかではないが、仮に委任を与えていたとするならば、A漁協はXの代理人ということになる。その場合、補償協定の内容もまた、A漁協が共同漁業権者として行う補償交渉と、Xの代理人として行う許可漁業権の補償交渉とに分けることが可能である。

先に述べたY県の実務上の支障が、仮に百歩譲って、公務の遂行に与える支障であると考えた場合でも、Y県の手持ち資料である本件文書のうち、許可漁業権者を対象とした補償額算定調書を部分的に提出することが可能なならば、当該支障は最低限に抑えることができるはずである。さらに、本件に限って言えば、Xは組合員中唯一の許可漁業権者であるから、許可漁業権者を対象とした補償額算定調書を開示することによる第三者への影響を考える必要もない。

本件原審の決定は、A漁協はXの代理人の地位にあるにどまる以上、交渉相手が契約内容を本人に秘密にする正当化理由は原則として存在しないと判示しているが、この考え方を基礎とすれば、Y県は、契約の相手方本人であるXに、本件文書のうちXの利害関係の箇所のみを開示すべきであると考へる。

五 民訴法二二〇条三号の法律関係文書に当たるとした場合の提出義務の有無

Xの許可営業権である漁業について、いかなる補償金額が算定されたかは、挙証者であるXと文書所持者であるY県の間の法律関係であることから、本件文書は民訴法二二〇条三号に定める法律関係文書に該当する。したがって、民訴法二二〇条四号ロ所定の文書に該当するかが不明な場合には、三号文書として、Y県は提出義務を負うのかが問題となる。この点については、文書の記載事項について所持者が独自に持つ秘匿利益を保護する必要があるため、証言拒絶権に関する規定の趣旨から、民訴法一九七条一項一号、一九一条一項を類推適用すべきであるとする見解がある⁽¹⁵⁾。

この場合には、監督官庁の承認がない限り提出義務はないが、公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある場合を除き、監督官庁は承認を拒絶することができない（民訴法一九一条二項）。ここにいう「公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ」とは、民訴法二二〇条四号ロの要件に対応しているとされているから、本件においては、先述したように、本件文書は監督官庁の承認拒絶ができない文書に当たる、というべきである。

問題は、民訴法一九一条二項の承認拒絶要件に該当するか否かの最終的判断権限が、監督官庁にあるのか、裁判所にあるのかという点である。この問題については、従来から、公務員の証人尋問のケースについて論じられ、最終判断権限者は監督官庁であるとする説⁽¹⁶⁾、裁判所であるとする説⁽¹⁷⁾、裁判所は監督官庁の意見が相当であるかと⁽¹⁸⁾いう相当性に限定して判断権限があるとする説⁽¹⁹⁾とに分かれている。これと同じ議論が文書提出命令の場面でもいえるか。

しかし、証人尋問の手続と文書提出命令の手続とは手続の状況が異なるといえる。平成一三年の民訴法改正により、問題となる公務文書が同法二二〇条四号ロに該当するか否かについて、監督官庁の意見を聴取する手續が設けられた（民訴法二二三条三項）。本条項は、公務秘密文書の該当性の判断を最終的に裁判所に委ねたところに重点がある。⁽²⁰⁾立案担当者の説明によれば、証人尋問における証言拒絶の場面は、それとは異なり、裁判所において、証言の具体的内容を覚知することができず、証言させることができない事項か否かを事前に判断する仕組みがないために、監督官庁に判断権限を認めてよいとしている。⁽²¹⁾このことから、民訴法二二三条三項の趣旨を没却しないように解釈するならば、法律関係文書について、民訴法一九一条二項を類推適用す

る場合には、公務員の承認尋問における承認拒絶要件の判断権限者の議論に関わりなく、裁判所が文書提出義務の最終判断権限者と解すべきである。⁽²²⁾

以上により、本件文書は、民訴法二二〇条四号もしくは三号後段のいずれかにより、裁判所が文書の提出を命ずることができると考える。

六 情報公開法との整合性

最後に、提出義務ある公務文書と情報公開法上の非公開情報との整合性について、述べておく。本件では明らかとなつていなかつたが、情報開示請求がなされ、情報公開法五条三号又は五号によつて、行政文書の開示義務がないとされた場合、その非開示情報は、民訴法上の公文書の文書提出義務に影響を与えるか。この点、一般的には、情報公開法において例外的に非公開情報とされる非公開事由に比べ、民訴法上の提出拒絶事由は狭い範囲でなければならないと解されている。⁽²³⁾それは、情報公開法は、その請求の目的や請求人の利害関係を問うことなく、何人に対しても、公開請求を権利として保障するものであるのに対し、民訴法上の文書提出命令は訴訟当事者が、訴訟において問題とされている権利救済、紛争解決に必要な真実発見のために当該

文書の提出を求める部分に限つて発せられるものだからである。⁽²⁴⁾したがつて、本件文書が情報開示請求の結果、非開示となつた場合でも、当該部分について、提出を命ずることも可能であると考える。

以上により、判旨に反対する。

(1) 平成八年の民訴法改正の際、法案段階では、公務員の職務上の秘密に関する文書については、監督官庁の承認を得ない限り提出義務を認めない枠組みとなつていたが、各界から批判が多くたため、公務文書の提出義務の範囲は未解決のまま留め置かれ、情報公開法制定との整合を図りながら、公布後一年を目途として必要な措置を講ずる旨の附則二七条が設けられた。

(2) 裁判所時報一三五八号六頁、判時一八六二号一五四頁、判タ一一五六号一二二二頁。

(3) 深山卓也・菅家忠行ほか「民事訴訟法の一部を改正する法律の概要(上)」ジュリ一二〇九号一〇四頁(二〇〇二)。

(4) 菊井維大・村松俊夫『民事訴訟法II全訂版』四七〇頁(日本評論社、一九八九)、斎藤秀夫・小室直人ほか『注解民事訴訟法(7)』四〇二頁〔小室・東孝行〕(第一法規、

- (一九九三)、刑事案件ではあるが、最決昭和五二・一二・一九刑集三一卷七号一〇五三頁、最決昭和五三・五・三一刑集三三卷三号四五七頁。
- (5) 中村博『改訂国家公務員法(第二版)』五八七頁(第一法規、一九八六)。
- (6) 東京高決昭和四四・一〇・一五判時五七三号二〇頁、高松高決昭和五〇・七・一七判時七八六号三頁。
- (7) 深山ほか・前掲注(3)一〇五頁。
- (8) 山本和彦「公務員の職務上の秘密と証拠調べ」『講座新民事訴訟法II』一五九頁(弘文堂、一九九九)、滝井繁男・飯村佳夫「公務員の証言拒絶」判タ八四九号三五頁、三九頁(一九九四)、深山ほか・前掲注(3)一〇五頁。
- (9) 大阪高決昭和六三・一・二二判タ六七五号二〇五頁、名古屋地決昭和六三・一二・一二判タ六九三号二二六頁、大阪高決平成六・七・一九判タ八七九号二六八頁など。
- (10) その理由として、公務員は全体の奉仕者として、公共の利益のために職務を遂行すべき立場にあるから、その職務は、究極的には「公共の利益」の実現に向けられており、公務の遂行が支障なく遂行されることも、これらの利益の実現に資するのが原則であるとする(深山ほか・前掲注(3)一〇五頁)。
- (11) 深山ほか・前掲注(3)一〇五頁。
- (12) 兼子一・松浦馨ほか『条解民事訴訟法』九八八頁(松浦)〔弘文堂、一九八六〕、菊井・村松・II前掲注(4)四七四頁、斎藤秀夫・小室直人ほか・前掲注(4)四〇二頁(小室・東)。
- (13) 山本・前掲注(8)一七八頁。
- (14) 伊藤眞『民事訴訟法(第三版)』三八七頁(有斐閣、二〇〇四)、山本・前掲注(8)一七八頁。
- (15) 民訴法二〇三条号の文書について、証言拒絶事由と同様の事由がある場合に証言拒絶に関する規定の類推適用を肯定するものとして、菊井・村松・前掲注(4)六二一頁、斎藤秀夫・小室直人ほか『注解民事訴訟法(8)』一六〇頁〔斎藤・宮本聖司〕(第二法規、一九九三)、吉村徳重・小島武司編『注釈民事訴訟法(7)』八四頁(廣尾勝彰)〔有斐閣、一九九五〕、兼子・松浦・前掲注(12)一〇五六頁〔松浦〕などがある。この議論は、平成八年以前の旧民訴法下の議論がそのまま残されている(法務省民事局参事官室編『一問一答新民事訴訟法』二五三頁(商事法務研究会、一九九六))。
- (16) 伊藤・前掲注(14)三八六頁参照。
- (17) 兼子・前掲注(12)九八九頁〔松浦〕、斎藤・小室・前掲注(4)四〇三頁〔小室・東〕、吉村徳重・小島武司編『注釈民事訴訟法(7)』二六四頁〔藤原弘道〕。
- (18) 菊井・村松・前掲注(4)四七二頁、小室直人ほか編『基本法コンメント』一五三頁(小林秀之・田村陽子)

(日本評論社、一九九八)。

(19) 春日偉知郎「証言拒絶権」『講座新民事訴訟法II』一三三頁(弘文堂、一九九九)。

(20) 深山ほか・前掲注(3)一〇六頁、山本・前掲注(8)一八一頁参照。

(21) 深山ほか・前掲注(3)一〇六頁。

(22) 下級審裁判例であるが、東京高決昭和五八・六・二五判時一〇八二号六〇頁は、防衛上の機密に関する文書につき、裁判所が提出義務の実体判断を行っている。

(23) 平山正剛「文書提出命令③―公文書の提出義務」『新民事訴訟法実務大系―理論と実務―第三巻』一六七頁(青林書院、一九九七)、深山ほか・前掲注(3)一〇六頁。

(24) 平山・前掲注(21)一六七頁。

〔補足〕

本稿脱稿後、齋藤哲「判批」判評五五五号三四頁(二〇〇五)、「[本件判例評析]」を拜読する機会を得たが、校正段階にて十分に引用・検討できなかつたことを付記する。

渡辺 森児